

平成26年(ヨ)第36号 川内原発稼働等差止仮処分命令申立事件

債権者 荒川 讓外

債務者 九州電力株式会社

準備書面17

－規制委員会の審査に疑問を呈する火山学会提言－

平成26年11月17日

鹿児島地方裁判所 民事第3部 御中

債権者ら代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

同 白 鳥 努

外

内容

1	はじめに	2
2	日本火山学会で原子力発電の問題が討論された	2
3	静岡大防災総合センターの小山真人教授の報告	3
4	日本火山学会提言の全文	4
5	規制委員会委員長の記者会見における発言	6
6	結論	12

1 はじめに

2014年9月27日に発生した御嶽山の噴火は、死者50名を超える痛ましい被害をもたらした。日本の火山学は、この噴火は全く予知できなかった。御嶽山の噴火は、火山噴火の恐ろしさをまざまざと見せつけ、火山噴火予知・予測の困難さと、火山モニタリング（監視活動）を含む火山防災の不十分さを浮き彫りにしたといえる。

この点に関しては、債権者準備書面（12）において詳述したところである。

2 日本火山学会で原子力発電の問題が討論された

御嶽山噴火の記憶も生々しい、2014年11月2日に福岡市で開催された日本火山学会において、火山の爆発と原発の安全性をめぐる問題が議論された。西日本新聞 2014/11/03 付朝刊（甲第98号証）は、次のように報道している。

学会の原子力問題対応委員会（委員長・石原和弘京都大名誉教授）の委員長自身が、川内原発の新規制基準適合が認められたことについて「疑問が残る」と言明したことは、本訴請求の適否を判断する上においても、決

定的な科学的知見であると言うべきである。

「原発審査基準見直し要請 火山学会委「川内の適合も疑問」

2014年11月03日（最終更新 2014年11月03日 01時50分）

<http://www.nishinippon.co.jp/nnp/national/article/124658>

日本火山学会の原子力問題対応委員会（委員長・石原和弘京都大名誉教授）は2日、福岡市で開いた会合で、原発への火山の影響を評価する原子力規制委員会のガイドライン見直しを求める提言をまとめた。カルデラ噴火を含む巨大噴火の把握方法が確立されていないにもかかわらず、電力会社の監視（モニタリング）によって前兆の把握は可能としている点について「可能性、限界、曖昧さが十分に考慮されるべきだ」としている。

会合後、取材に応じた石原委員長は、このガイドラインに基づいて九州電力川内原発（鹿児島県薩摩川内市）の新規制基準適合が認められたことについて「疑問が残る」と言明。「今後も噴火を予測できる前提で話が進むのは怖い話だ」と早期の見直しを求めた。

提言は、桜島の大正噴火を1桁上回る規模の巨大噴火の予測と監視に関するもの。巨大噴火の対応策については、「関係省庁を含めた協議の場を設ける必要がある」と指摘。その結果を踏まえ、「原発の安全性向上に活用するのが望ましい」などとし、規制委主導で議論が進むことをけん制した。提言は今後、学会ホームページに掲載する予定。」

3 静岡大防災総合センターの小山真人教授の報告

また、同学会の報告において、静岡大防災総合センターの小山真人教授は、政府の巨大噴火予測は楽観的であるとして、川内原発の規制審査を公に批判した。

すなわち、時事通信は、小山真人教授の報告について、次のように報じている。

「巨大噴火予測「楽観的」＝火山学者、川内原発審査を批判―福岡

<http://news.goo.ne.jp/article/jiji/nation/jiji-141102X601.html>

時事通信 2014年11月2日(日) 16:32 (甲第99号証)

日本火山学会の秋季大会が2日、福岡市内で開かれ、静岡大防災総合センターの小山真人教授は、九州電力川内原発(鹿児島県)の再稼働の前提となる原子力規制委員会の審査を「楽観的過ぎる」などと批判した。

小山教授は大会の講演で、審査で焦点となった巨大噴火の予測について、「現代火山学はほとんど知見を持っていない」などと説明。規制委は監視を強化すれば前兆の把握は可能と判断したが、「楽観的過ぎる」と指摘し、噴火の数年前に予測することは不可能との見方を示した。

同教授はまた、周辺火山の噴火による降灰を、九電が多くても15センチと想定していることを挙げ、風向きによっては原発周辺に1メートル程度積もり得る、と問題視している。

川内原発がある九州南部には、過去に巨大噴火が起きたことを示すカルデラ(巨大なくぼみ)が複数あり、九電も原発敷地内に火砕流が到達した可能性を認めている。火砕流が原発を襲えば機器が破壊され、核燃料を冷却できなくなる恐れがある。」

と報じている。

この点も、規制委員会の審査結果について、学会報告において公式に批判したものであり、極めて重大な指摘である。

4 日本火山学会提言の全文

以下は、日本火山学会原子力問題対応委員会(委員長・石原和弘京都大名誉教授)が平成26年11月2日付で公表した提言を、日本火山学会のHPから引用したものである(甲100号証・「巨大噴火の予測と監視に関する提言」)。

「巨大噴火の予測と監視に関する提言

巨大噴火の予測や火山の監視は、内閣府の大規模火山災害対策への提言

(平成 25 年 5 月 16 日) や、原子力発電所の火山影響評価ガイド (平成 25 年 6 月 19 日) 等により、重要な社会的課題となっている。

- ・ 巨大噴火(≥VEI6)の監視体制や噴火予測のあり方について
- ▶ 日本火山学会として取り組むべき重要な課題の一つと考えられる。
- ▶ 巨大噴火については、国(全体)としての対策を講じる必要があるため、関係省庁を含めた協議の場が設けられるべきである。
- ▶ 協議の結果については、原子力施設の安全対策の向上等において活用されることが望ましい。

- ・ 巨大噴火の予測に必要な調査・研究について
- ▶ 応用と基礎の両面から推進することが重要である。
- ▶ 成果は、噴火警報に関わる判断基準の見直しや、精度の向上に活用されることが重要である。

- ・ 火山の監視態勢や噴火警報等の全般に関して
- ▶ 近年の噴火事例において表出した課題や、火山の調査・観測研究の将来(技術・人材育成)を鑑み、国として組織的に検討し、維持・発展させることが重要である。
- ▶ 噴火警報を有効に機能させるためには、噴火予測の可能性、限界、曖昧さの理解が不可欠である。

火山影響評価ガイド等の規格・基準類においては、このような噴火予測の特性を十分に考慮し、慎重に検討すべきである。

日本火山学会原子力問題対応委員会 平成 26 年 11 月 2 日 (日)」

この提言の意味するところは、カルデラ噴火を含む火山噴火の予測の可能性、限界、曖昧さの理解が不可欠であり、このような観点から、火山影響評価ガイド等の規格・基準類においては、このような噴火予測の限界を

ふまえて、これを十分に考慮し、慎重に再検討すべきだとするものである。

そして、記者会見での学会原発問題委員長の発言にもあらわれているように、川内原発の審査の結果についても深刻な疑問を提起した提言であると評価できる。

5 規制委員会委員長の記者会見における発言

この学会提言の問題は、平成26年11月5日の田中俊一原子力規制委員会委員長に対する記者会見においても、取り上げられた（甲101号証・原子力規制委員会 委員長記者会見記録）。

平成26年11月6日の読売新聞（2014年11月06日 01時09分）（甲102号号証）は、次のように報じている。

「「火山学会は夜も寝ずに頑張れ」田中氏が不快感

原子力規制委員会の田中俊一委員長は5日の定例記者会見で、規制委に原子力発電所の審査基準の見直しを求めた日本火山学会原子力問題対応委員会（委員長＝石原和弘・京都大学名誉教授）に対し、「もっと早急に発信すべきだ」と批判した。

原発周辺の火山の観測方法を議論している規制委の検討チームのメンバーの石原氏は2日、噴火予測の限界に触れ、「モニタリング（継続監視）で噴火予測ができるという前提は怖い」と規制委を批判していた。これに対し田中氏は「火山学会をあげて夜も寝ずに観測して頑張ってもらわないと困る」と不快感を示した。」

この発言の全体を記者会見記録から引用すると、田中委員長の発言は次のとおりである。

「○記者 赤旗の日曜版の記者のミウラと申します。11月初旬の日本火山学会で火山の問題で議論がありまして、もう御存知だと思いますが、規制委員会の火山評価ガイドについて、これを見直すべきである。特に、やは

り巨大噴火については予測ができないという段階で、きちんと見直すべきであるという提言が出されました。これについて、改めて専門家の意見を踏まえて見直すべきかと思いますが、委員長の考えをお聞かせください。

○田中委員長 ここにありますけれども、巨大噴火の予測と監視に関する提言ということには、見直すべきだとはいうふうには一言も書いていないのです。石原さんが勝手に言っただけでしょう。学会としての発言ではないのです。

それともう一つ、これは繰り返しですけれども、もともと川内の原発の火山に対する影響というのは十分調べて、その上で30年とか40年とかいろいろな議論はありますがその間にそういうカルデラ噴火のような超巨大噴火が起きるといようなことはほぼないでしょうということで判断をしたわけです。許可をしたわけです。ただ、念には念を入れて、一応観測はしていった方がいいと思うし、かつ観測データとか観測の仕方についても専門家の協力を得てやりましょうということで規制委員会としては始めたわけです。

だから、火山学会が今さらのごとくそんなことを言うのは、私にとっては余り本意ではないですね。

○記者 巨大噴火というふうな点でいうと、今、十分調べたとおっしゃいましたけれども別に規制委員会が調べたわけではなくて、九電が調べたのを追認しただけで、しかも今回の学会の発表の中では、今、15 cmとしている火山灰にしても、これは桜島薩摩の一シミュレーションだけであって、例えば始良福山や始良岩戸、そういうものを考えた場合に1 m程度は積もるだろうという、少なくとも2倍以上の余裕を見て、2 mは積もるといふうに考えた方がいいのではないかという研究結果も出ております。そういう点では、15 cmを追認したということ自体が極めて甘いのではないかというのが火山学会の中で皆さんがおっしゃっていることだと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中委員長 いや、そんなことはないと思いますよ。始良カルデラにしろ、加久藤カルデラにしろ、近所のカルデラが噴火したときはどうなるかということは、この前神戸大の先生が出したように 700 万人の九州の人が焼け死んで、全国では 1 億 2,000 万人が亡くなるというようなことを出しているわけ。もうその前に原子炉は止まっていますし、ある程度燃料が残ったとしても、もうそういう状況なのですよ。

だから、逆に言うと、とんでもないことが起こるかも知れないということを平気で言わないで、それこそ火山学会を挙げて必死になって夜も寝ないで観測をして、我が国のための国民のために頑張ってもらわないと困るんだよ。

○記者 もう一問だけ。

放射能を、要するに鬼界カルデラの噴火があったときも、縄文人は亡くなったかも知れませんが、当時は放射能はありませんでしたからね。放射能で汚染されるとなったら、その責任を負うことができるのかという、そういう問題なのではないでしょうか。規制委員会に問われるのはそこなのです。

火山学会の皆さんが考えているのは、原発を逃すよりもまず人を逃がすために考える。

そのためには別に 1 年前、3 ヶ月前でも、少なくとも多くの人を助けることができるけれども、5 年前に予測するというのは無理だと皆さんおっしゃっているわけで、そこをできるというのが安全神話なのではないかという批判があるわけです。

○田中委員長 放射能に汚染されると言うけれども、どの程度の汚染の広がりかということですよ。別にシミュレーションすることもないでしょう。核実験とかいろいろな核爆弾とかそういう経験もあるわけですから、冷静によく考えたらどうですか。

○記者 全部、使用済み核燃料が燃えたとすると。

○司会 最後の質問ですか。最後と言いましたけれども。

○記者 全部の使用済み核燃料が燃えたとしても、大したことはないとおっしゃるわけですね、委員長は。

○田中委員長 そんなことは言っていないの。

○記者 そういうことだと思います。

○田中委員長 そんなことは言っていません。もう少し。では、700万人瞬時に焼け死んでも、そんなのは大したことないとあなたはおっしゃるのですか。

○記者 私はそう言っていません。3ヶ月に前に分かれば少しでも何とかなるとと思いますが、3ヶ月前では原子炉はどうしようもならないでしょう。使用済み核燃料が。

○田中委員長 いや、3ヶ月前ということが分かれば、3ヶ月前にすぐ止めて、その準備をして、容器に少しずつ入れて遠くに運べばできますよ、それは。

○記者 3ヶ月で全部できる。

○田中委員長 できると思いますよ。

○記者 できると。

○司会 よろしいでしょうか。はい、それでは次の方、どうぞ。シズメさん、どうぞ。

○記者 共同通信社のシズメです。

今の質問の続きのようなことでちょっとお尋ねしますが、委員長、先程石原先生が勝手にそう言っただけだというふうにおっしゃったのですが、その点でちょっと。それは委員会の提言ということで学会の提言ではないのですが、石原先生が勝手に言ったというのは、どこかで確認されたのでしょうか。

○田中委員長 確認されたというよりも、ここに巨大噴火の予測と監視に関する提言ということで、協議の結果については、原子力施設の安全対策の

向上等において活用されることが望ましいということで、まず、巨大噴火の監視体制や噴火予測の在り方、日本火山学会として取組むべき重要課題の1つとして考えられる巨大噴火については、国全体として対策を講じる必要があるため、関係省庁を含めては協議の場が設けられるべきである。こういったことを原子力施設の安全対策の向上に活用してくださいということです。そんなのは知っているわけでしょう。

○記者 すみません。その場の会見、石原先生とのやりとりの場にいたものですからあれなのですけれども、一番最後のところですね。火山影響評価ガイド等の規格・基準類においては、このような噴火予測の特性を十分に考慮し、慎重に検討すべきであるという、これはどういう意味ですかというやり取りの中で、それは近い将来しかるべきときに見直すべきだという意味の説明が委員長からあったので、委員長というのはすみません、石原委員長ですけれども、それでそのような報道になったわけですが、そういう経緯があるのです。

○田中委員長 火山影響評価については、私どもも十分に配慮して、川内というところの近辺 160km についての火山とおぼしきところの中から、16 だったかな、活火山が。そういうところについての影響を調べた上で、それでこの 30～40 年間で可能性のある最大の影響ということで、要するに、降灰量でいうと 15 cm 厚とかそういうことで判断して、十分に慎重にやっているのです。

○記者 分かりました。

その部分は置くとしても、この提言自体、基本的に規制委員会の仕事に協力するというメッセージかなとも読めるのですけれども、全体としての評価といいますか、委員長、どういうふうに見ていらっしゃるのでしょうか。

○田中委員長 だから、御存知のように、カルデラ噴火も含めた火山の予知・モニタリングについては、その評価結果も含めて火山関係者の協力を

得た委員会を当方で設置して、必要があればその観測の充実も図るために適切なというか、2億数千万の来年度の予算ですから、付くかどうか今、確約はできませんけれども、かなりの金額の予算を計上して我々としてはきちっと取り組んでいるつもりです。

○記者 分かりました。

言葉尻を捉えてというつもりはないのですが、火山学会が今さらそんなことを言うのは私にとっては本意ではないというのは、少し言い過ぎなのではありませんか。

○田中委員長 そんなことないと思いますよ。国会で、私が1回このカルデラ噴火のことでいろいろ議論があつて、そこから何か急にカルデラ噴火がどうのこうのと騒ぎ出したけれども、そんなに日本にとって非常に極めて大変な1億2,000万人も死んでしまうような状況が起こる自然現象があるのだということであれば、それが相当の確率で起こるということであれば、もっと早急に発信して来るべきではないでしょうか。それが科学者の社会的責任なのですよ。そういう点で、私は委員長としてではなくて、科学者としてそういうところを本意ではないと思うのです。

○記者 最後の質問にします。

つまり石原委員長のその説明の中で出てきたのが、気象庁であるとか火山学会であるとかに相談が十分なかったまま火山影響評価ガイドができてしまって、結果的にそれが不十分なものであったということをおっしゃっているわけですがけれども、それについてはどうですか。

○田中委員長 それも間違いであつて、気象庁や中田先生とかいろいろな方の御意見も聞きながら作っているわけです。だから、それも事実認識が違ふのではないのでしょうか。」

田中委員長の火山学会の指摘は時期遅れだという指摘は筋違いである。

火山噴火予知連絡会の副会長で、京大名誉教授で長年、桜島及び始良（あいら）カルデラの研究を続けてきた石原和弘氏は、御嶽山に限らず、火山のモニタリング（監視活動）が不十分であることを強調してきたことは、前記準備書面においても述べたとおりである。

他の火山学会のメンバーも、これまでの検討会で一致して、事前の予測の不確実性を訴えていたのであり、「もっと早く発信せよ」などと言われる筋合いはない。

このような火山学会の指摘を一貫して無視ないし軽視してきたのが規制委員会であった。

また、夜も眠らないで頑張れという発言も不見識きわまりない。

記者は破局噴火を5年前に予見することは難しく、その場合には使用済み燃料の運び出しができず、広域の放射線拡散によって、地域の復興も不可能になるということを指摘しているのである。

原子炉を止めて約5年を経過した燃料でないと運び出しが困難であるということも、規制委員会が述べていたことである。

これを、今回の会見では3ヶ月あれば運び出せると述べているが、この根拠は全く示されていない。

6 結論

破局的な火山災害で多くの生命が奪われても、自然災害だけであれば、復興が可能である。

しかし、日本の国土の広範な地域が放射能で汚染されてしまえば、この列島に生命が戻ってくることもすら不可能となる。

そのことを指摘されているのにも、田中委員長は記者の質問の趣旨すら認識できないような答え方となっている。驚くべきほど無責任な発言であ

り、規制委員会の基準適合性審査が科学的合理的な裏付けを欠いていることが明白となった。

わが国の火山学者の多くは、火山の噴火について事象の揺らぎと区別できる全長を把握して、確実な予測を行うことは困難であり、すくなくとも、使用済み燃料を運び出すための五年を目途とするリードタイムを考慮して破局噴火を予測できるとする専門家は皆無と言って良い状況であり、このことは学会における原子力問題対応委員会の提言という形で明確な形をもった集団的意見となった。これは、個人の意見ではない。

債務者によるドルイット論文に基づく噴火の前兆把握に関する議論は、論文の原著者によって明確に否定されている。

端的に、債務者の主張は科学的な根拠に欠け、誤っていると断言できる。

規制委員会の基準適合性を認めた判断そのものが、これを支える専門的知見の裏付けを欠いていることがますます明らかになった。

住民側が一定の科学的・経験的合理性を有する見解を主張した場合には、その見解を考慮してもなお原発が安全であることを事業者ないし国に主張・立証させるというドイツの司法判断の基準に従えば、火山の安全性をめぐる論争の実情は、事業者側の主張の科学的確実性が不完全と認められるというレベルを遥かに超え、債務者はこのような主張立証に明らかに失敗している状態にあると断言できる。

債務者による川内原発の再稼働は、甚大な火山災害によって地域住民の生命と健康に重大な危険性をもたらす具体的可能性が否定できないばかりか、そのような蓋然性がかなり高い状態だといえる。

裁判所は、地震動をめぐる論点ばかりでなく、火山噴火に関する安全性の論点に関しても、人格権に基づく差し止めを優にこれを認めることができるものと確信する。

以 上